

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第二十条）

第二章 助産施設（第二十一条—第二十四条）

第三章 保育所（第二十五条—第三十一条）

第四章 児童厚生施設（第三十二条—第三十五条）

第五章 児童家庭支援センター（第三十六条—第三十八条）

第六章 雑則（第三十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設（第三十八条第二項を除き、助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語は、法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第三条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設の利用者及び当該児童福祉施設に入所している者（以下「利用者等」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障する。

（最低基準の向上）

第四条 知事は、広島県社会福祉審議会条例（平成十二年広島県条例第七号）第一条の規定に基づき設置された広島県社会福祉審議会の意見を聴いた上で、知事の監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第五条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければ

ばならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第六条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の保健衛生及び利用者等に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第七条 児童福祉施設の設置者は、消火器具（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十条第一項に規定する消火器具をいう。）、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第八条 児童福祉施設の利用者等の援助に従事する職員は、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{せん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、利用者等の居室及びそれぞれの施設に特有の設備並びに利用者等の援助に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第十一条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 児童福祉施設の職員は、利用者等に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他利用者等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第二項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十四条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の使用する食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、必要な医薬品等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十五条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、利用者等に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第十条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、利用者等に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者等の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用者等の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設の設置者は、食育の推進に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十六条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条から第十三条まで及び第十七条に規定する健康診断に準じて行

わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における児童の入所前の健康診断（以下この項において「入所前健康診断」という。）が行われた場合であつて、当該入所前健康診断が入所した児童に対する入所時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、入所前健康診断の結果を把握しなければならない。

3 児童福祉施設の長は、第一項の健康診断の終了後、当該健康診断を行った医師が当該健康診断の結果必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。）その他これに類するものに記入したことを確認しなければならない。

4 児童福祉施設の長は、前項の医師から健康診断を行った入所者に助産又は保育の実施を解除又は停止するなどの必要な手続をとる必要のある者がいる旨の報告を受けたときは、当該医師の指示に従い必要な手続をとらなければならない。

5 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、利用者等の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（児童福祉施設内部の規程）

第十七条児童福祉施設の設置者は、次に掲げる事項のうち必要なものにつき規程を設けなければならない。

一 利用者等の援助に関する事項

二その他施設の管理についての重要事項

（児童福祉施設に備える帳簿）

第十八条 児童福祉施設の設置者は、職員、財産、収支及び利用者等の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、備え付けておかななければならない。

（秘密保持等）

第十九条児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十条 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関する利用者等又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、助産又は保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、都道府県又は市町村から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

5 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第二章 助産施設

(種類)

第二十一条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、医療法第二条に規定する助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第二十二条 助産施設の設置者は、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときに限り、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第二十三条 第二種助産施設の設置者は、医療法第十一条又は第十二条の規定により助産所を管理する助産師のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医（医療法第十九条に規定する嘱託する医師をいう。）は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第二十四条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第三章 保育所

(設備の基準)

第二十五条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所

を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階

		<p>から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
四階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー（建設基準法施行令第百十二条第十六項に規定する特定防火設備をいう。）が設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第二十六条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該保育所は、当該食事に係

る加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所、他の施設、保健所（地域保健法（昭和二十二年法律第百一条）第五条第一項に規定する保健所をいう。以下同じ。）又は市町村に置く栄養士（栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第一項に規定する栄養士をいう。以下同じ。）により、献立の内容等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供し、アレルギー、アトピー等に配慮し、必要な栄養量を考慮するなど、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応ができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員）

第二十七条 保育所の設置者は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、短時間利用児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号。以下「施設認定基準条例」という。）第三条第五項に規定する短時間利用児をいう。以下同じ。）おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児（同項に規定する長時間利用児をいう。以下同じ。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下回ることはできない。

（保育時間）

第二十八条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定め

る。

(保育の内容)

第二十九条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、規則に定める。

(保護者との連絡)

第三十条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容その他の事項につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(利用料)

第三十一条 法第五十六条第三項の規定により徴収する費用及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に、保育所が児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第四章 児童厚生施設

(設備の基準)

第三十二条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第三十三条 児童厚生施設の設置者は、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、保育士若しくは社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条に規定する社会福祉士をいう。）の資格を有する者その他規則で定める者でなければならない。

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第三十四条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第三十五条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第五章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第三十六条 児童家庭支援センターの設置者は、相談室を設けなければならない。

(職員)

第三十七条 児童家庭支援センターの設置者は、法第四十四条の二第一項に規定する業務

(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第三十八条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所(社会福祉法第十四条に定める福祉に関する事務所をいう。)、児童福祉施設、民生委員(民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員をいう。)、児童委員、母子自立支援員(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第八条第一項に規定する母子自立支援員をいう。)、母子福祉団体(母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体をいう。)、公共職業安定所(厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十三条第一項に規定する公共職業安定所をいう。)、婦人相談員(売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十五条第一項に規定する婦人相談員をいう。)、保健所、市町村保健センター(地域保健法第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。)、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。)、学校その他関係機関との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第六章 雑則

(規則への委任)

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(特例幼保連携保育所の特例)

第二条 施設認定基準条例第一条の二第二項に定めるところにより、教育、保育等の提供を行う既存の幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)に幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室について、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積を除く。)が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積

又は計算式により算定した面積以上であるときは、当分の間、第二十五条第五号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	三二〇+一〇〇×(学級数-二)平方メートル

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じたそれぞれ同表の下欄に掲げる計算式により算定した面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第二十五条第五号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
二学級	三三〇+三〇×(学級数-一)平方メートル
三学級以上	四〇〇+八〇×(学級数-三)平方メートル

3 特例幼保連携保育所であって、満三歳以上の幼児につき第二十七条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満三歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。

5 前項の規定に関わらず、第三項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。

6 前各項の規定は、施設認定基準条例第一条の二第二項に定めるところにより、教育、保育等の提供を行う既存の保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）に幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第三項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（経過措置）

第三条 乳児六人以上を入所させる保育所に係る第二十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

第四条 この条例の施行の際現に存する保育所（建築中のものを含み、平成二十四年四月

一日以後に増築され又は改築されたものを除く。)の乳児室又はほふく室の面積について第二十五条第二号の規定を適用する場合には、同号中「三・三平方メートル以上」とあるのは「乳児室においては一・六五平方メートル以上であり、ほふく室においては三・三平方メートル以上」とする。